

◇ 令和5年 審査請求の概要

Q : 令和5年の審査請求の概要が公表されたとか。どんな内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から「令和5年度における審査請求の概要」が公表されました。

審査請求制度は、税務署長や国税局長などが行った処分不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて、国税不服審判所長などに対して不服を申し立てる制度です。

主な内容は、次のとおりです。

① 審査請求の発生状況

審査請求の発生件数は3,917件で、昨年度3,034件に比べ29.1%の増加でした。

件数の内訳は、消費税が最も多く1,883件、次いで所得税の965件、法人税の672件、相続贈与税の119件、その他278件でした。

② 審査請求の処理状況

令和5年度の審査請求の処理件数は2,873件でした。処理件数のうち、納税者の請求が何らかの形で受け入れられた件数(認容件数)は279件(一部認容139件、全部認容140件)で、その割合は9.7%でした。

前年の処理件数は3,159件で、そのうち認容件数は225件で一部認容が153件、全部認容が72件、その割合は7.1%でした。

